

**玄海原子力発電所第3号機及び第4号機  
設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策所機能の移行)に係る確認事項(プラント関係)**

No.	対象資料	事実確認事項
1	全般	緊急時運転パラメータ伝送システムについて、本申請で伝送経路の変更(既設衛星アンテナの使用等)と伝送先の変更が行われていると理解しているが、各添付資料において、技術基準規則への適合性を明確に言及していないのは何故か。既に適合性が確認されている既設アンテナを使用するという説明であれば、その旨を明確に記載すべきではないか。
2	添付資料1 全般	原子炉設置変更許可申請書と設計及び工事の計画との整合性について、それぞれの申請書との整合性を示しているのか、具体的に説明すること。
3	添付資料2 - 2(3)-1-4 -	既工事計画において確認された「津波の影響を受けない敷地高さ」について、既工事計画では、津波防護対象設備を選定し、当該設備の設置区画が入力津波によって影響を受けるかどうかを評価した結果を説明しており、敷地全体に対して津波影響を受けない敷地高さを評価したものではないと理解しているが、明確に説明すること。
4	添付資料2 - 2(3)-1-4 -等	津波及び火山に対する具体的な設計上の配慮については、平成29年8月25日付け原規規発第1708253号により認可した工事計画の「津波への配慮に関する説明書」及び「火山への配慮に関する説明書」に基づき、設計上の配慮を行った結果を記載しているという理解でよいのか。
5	添付資料4 - 4(3)-3 -等	設置変更許可申請書の添付書類八や基本設計方針では、中央制御室に対し独立性を有する設計とする旨説明されているが、本項において独立性に係る具体的な設計内容について言及されていないのは何故か。
6	添付資料4 - 4(3)-19 -	放射線量が高くなるおそれがある場合には、放射線の影響を受けない異なる区画(緊急時対策所遮蔽内)から遠隔で操作可能な設計とするという理解でよいのか。 また、今回の申請設備に関しては、基本的に緊急時対策所遮蔽内から遠隔操作が可能な設計としており、遮蔽外で操作が必要な設備に関しては、緊急時対策所立ち上げ時に操作を完了することだが、遮蔽外で操作を行う場合には、実際の作業環境を考慮し、必要な場合には追加の遮蔽の設置するという理解でよいのか。
7	添付資料4 - 4(3)-21 -	燃料設備及び加圧設備の可搬型の配管の接続は、簡便な接続規格を使用しているとのことだが、これらの配管は、低圧環境かつ小口径の配管という理解でよいのか。
8	添付資料5 - 5(3)-11 -	油内包機器を設置する火災区域では、自然換気を行う旨記載しているが、具体的に説明すること。 また、常設の油内包機器については、燃料油貯蔵タンクのみが該当し、潤滑油等を使用する設備はないという理解でよいのか。
9	添付資料5 - 5(3)-12 -	水素を内包する設備について、通信連絡設備の無停電電源設備が該当し、消防法において、水素の滞留のおそれがないものとして認定を受けた小型制御弁式鉛蓄電池等を採用するという理解でよいのか。水素の漏えい及び拡大防止対策を説明すること。 また、排気ファンで機械換気を行うとしているが、他の火災区画との関係を踏まえ、どのような換気系統となっているのか、説明すること。
10	添付資料5 - 5(3)-35 -	緊急時対策棟屋上及び緊急時対策棟地下エリアは、大気開放であり、火災が発生したとしても煙が充満しない旨説明しているが、No.11の自然換気と併せて、また、構造等も踏まえて具体的に説明すること。
11	添付資料5 - 5(3)-37 -	消火設備の故障警報は、中央制御室「又は」緊急時対策所(緊急時対策棟内)に発する設計とするとしているが、中央制御室「及び」緊急時対策所(緊急時対策棟内)に発する設計という理解でよいのか。又は、状況によって、警報の発信先が異なるような設計としているのか。
12	添付資料8 - 8(3)-3 -等	本申請において、屋外(緊急時対策所立ち上げ時に作業場所となる緊急時対策棟屋外地下エリアを含む)に、警報装置である運転指令設備が設置されていないのは何故か、技術基準規則第47条第4項への適合性を踏まえて説明すること。
13	添付資料8 - 8(3)-23 -	緊急時運転パラメータ伝送システムの設置位置の変更について、変更後は3号機原子炉周辺建屋に当該設備は設置していないという理解でよいのか。原子炉補助建屋、3号機原子炉周辺建屋及び4号機原子炉周辺建屋ごとの建屋単位で当該設備の設置位置を説明すること。 合わせて、当該設備に係る3号機申請と4号機申請のそれぞれの申請範囲を明確にすること。
14	添付資料11 - 16(3)-1 -	燃料配管、燃料タンク及び燃料ポンプについては、可搬型の内燃機関(緊急時対策所用発電機車)の附属設備という理解でよいのか。
15	添付資料12 - 12(3)-4-5 -等	無線連絡設備のうち無線通話装置(固定型)について、常設重大事故等対処設備であるにも関わらず、何故、耐震性に関する説明書に記載されていないのか。評価対象機器を整理して説明すること。 併せて、評価手法、加振試験手法等について、代替緊急時対策所等の既工認と比較し、整理して説明すること。
16	添付資料13 - 13(3)-4 -等	固定式周辺モニタリング設備の伝送系について、緊急時対策所(緊急時対策棟内)までの伝送系は有線回線と無線回線で構成され、SPDS表示装置に表示するように記載されているが、その理解でよいのか。添付資料8(- 8(3)-23 -)では、有線回線と衛星回線で構成する旨説明があるが、双方の関係を説明すること。
17	添付資料16 - 16(3)-1 -	常設の非常用発電装置の設計方針において記載しているその他電気設備は、緊急時運転パラメータ伝送システム等が該当するという理解でよいのか。また、「1.概要」では、技術基準規則第78条への適合性について説明する旨記載されているが、第48条への適合性についてはどの説明書で説明されているのか。
18	添付資料16 - 16(3)-5 -	施設の詳細設計方針において具体的に記載されていないが、緊急時対策所用発電機車については、可搬型発電設備技術基準を準用し、「2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針」に記載の設計とするという理解でよいのか。
19	添付資料17 - 17(3)-4 -	緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、常設電源から給電する旨の記載があるが、常設電源とは、3号機又は4号機の非常用母線から受電することを指しているのか。平成29年1月18日に許可した設置変更許可申請のまとめ資料(61-4/2-4の系統図等)も踏まえて、通常運転時や設計基準事故時に使用する電源系統を明確に説明すること。
20	添付資料18 - 18(3)-42 -	居住性に係る被ばく評価結果について、設置変更許可段階の評価結果と比較して、②大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばくと④大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価結果に差が見られるが、これは何が起因しているのか。